

令和6年度柴田町議会9月会議会議録（第1号）

出席議員（18名）

1番	石森靖明	君	2番	伊東潤	君
3番	吉田清	君	4番	小田部峰之	君
5番	森裕樹	君	6番	加藤滋	君
7番	安藤義憲	君	8番	佐久間光洋	君
9番	平間幸弘	君	10番	桜場政行	君
11番	吉田和夫	君	12番	秋本好則	君
13番	大坂三男	君	14番	佐々木裕子	君
15番	広沢真	君	16番	白内恵美子	君
17番	平間奈緒美	君	18番	高橋たい子	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口茂	君
副町長	水戸英義	君
会計管理者兼 会計課長	一条敏貴	君
総務課長併 選挙管理委員会書記長	加藤栄一	君
まちづくり政策課長	沖館淳一	君
財政課長	藤原輝美幸	君
税務課長	遠藤稔	君
町民環境課長	犬飼美江子	君
健康推進課長	佐藤正人	君

福 祉 課 長	三 浦 英 明 君
子 ども 家 庭 課 長	真 嶋 朱 美 君
農 政 課 長 併 農 業 委 員 会 事 務 局 長	熊 谷 英 樹 君
商 工 観 光 課 長	天 野 敬 君
都 市 建 設 課 長	佐 藤 康 弘 君
上 下 水 道 課 長	平 間 一 行 君
危 機 管 理 監	太 田 健 博 君

教育委員会部局

教 育 長	船 迫 邦 則 君
教 育 総 務 課 長	小 林 威 仁 君
生 涯 学 習 課 長	佐 藤 潤 君
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	杉 本 龍 司 君

その他の部局

代 表 監 査 委 員	関 場 孝 夫 君
-------------	-----------

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	大 山 薫
次 長	高 木 信 孝
主 幹	今 野 裕 介
主 事	佐 藤 麻 美

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 6 年 9 月 2 日 (月 曜 日) 午 前 9 時 3 0 分 再 会

- 第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名
- 第 2 開 催 期 間 の 決 定
- 第 3 諸 報 告

(1) 議長報告

(2) 町政報告

- 第 4 報告第 1 2 号 専決処分の報告について
(柴田町農政事務所設置条例の一部を改正する条例)
- 第 5 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 6 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 7 議案第 1 2 号 教育委員会委員の任命について
- 第 8 議案第 1 3 号 みやぎ県南中核病院企業団規約の変更について
- 第 9 議案第 1 4 号 柴田町歯と口腔の健康づくり推進条例
- 第 1 0 議案第 1 5 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 第 1 1 議案第 1 6 号 柴田町町税条例の一部を改正する条例
- 第 1 2 議案第 1 7 号 柴田町国民健康保険条例等の一部を改正する条例
- 第 1 3 議案第 1 8 号 柴田町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例及び柴田町指定
介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等
の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための
効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 1 4 議案第 1 9 号 財産の無償貸付の変更について
- 第 1 5 議案第 2 0 号 指定管理者の指定について(柴田町総合体育館)
- 第 1 6 議案第 2 1 号 令和 6 年度柴田町一般会計補正予算
- 第 1 7 議案第 2 2 号 令和 6 年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第 1 8 議案第 2 3 号 令和 6 年度柴田町介護保険特別会計補正予算
- 第 1 9 議案第 2 4 号 令和 6 年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第 2 0 議案第 2 5 号 令和 6 年度柴田町水道事業会計補正予算
- 第 2 1 議案第 2 6 号 令和 6 年度柴田町下水道事業会計補正予算

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 再会

○議長（高橋たい子君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

これより令和6年度柴田町議会9月会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋たい子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において15番広沢真君、16番白内恵美子さんを指名いたします。

日程第2 開催期間の決定

○議長（高橋たい子君） 日程第2、開催期間の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。9月会議の開催期間については、議会運営委員会の協議の結果、本日から9月20日までの19日間、うち9月7日、8日及び9月10日から19日までを議案調査及び委員会審査のため休会とし、実質7日間と意見が一致いたしました。よって、9月会議の開催期間は本日から9月20日までとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 異議なしと認めます。よって、開催期間は本日から9月20日までと決定いたしました。

なお、開催期間中の日程については、あらかじめお手元に配付いたしました日程予定表により議事の進行を図りますので、ご了承願います。

また、令和5年度各種会計決算についての総括質疑の要旨は、議会運営委員会の協議の結果、本日9時30分まで議長へ提出となっております。

総括質疑は2名の議員から提出がありましたので、お知らせいたします。

総括質疑は9月9日に行いますので、ご了承願います。

なお、9月会議中、報道関係等の取材を許可しておりますので、ご了承願います。

次の日程に入る前に、令和6年9月1日付で職員の人事異動がありました。

紹介の申出がありましたので、これを許します。

それでは、副町長、お願いいたします。

○副町長（水戸英義君） それでは、令和6年9月1日付で課長職の異動がございましたので、改めて紹介させていただきます。

自席で紹介させていただきます。

子ども家庭課長、真嶋朱美、槻木生涯学習センターからの異動でございます。

○子ども家庭課長（真嶋朱美君） ただいまご紹介いただきましたとおり、本日、子ども家庭課長となりました真嶋朱美と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） よろしくお願いいたします。

日程第3 諸報告

○議長（高橋たい子君） 日程第3、諸報告を行います。

議長としての報告事項は、報告書としてお手元に配付いたしましたので、これをもって報告といたします。

町政報告については、町長からの通告がありますので、町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 報告事項は4点でございます。

1点目、第34回宮城県南サミットについて申し上げます。

去る8月23日、柴田町を会場に「第34回宮城県南サミット」が開催されました。このサミットは、平成18年1月17日に白石市、名取市、岩沼市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、柴田町の4市9町の首長で設立され、柴田町での開催は、今回で3回目となります。

サミットでは、まず初めに、令和6年12月に供用開始予定としている柴田町総合体育館の建設現場を視察しました。

その後、柴田町役場に会場を移し行われた講演会では、仙台大学体育学部子ども運動教育学科の郡山孝幸教授から「新たなスポーツ環境の構築に向けて」と題し、これからの地域スポーツの在り方についての講話をいただきました。

続いて、村井宮城県知事との意見交換会では、各首長から県道の整備や医療体制の充実、情報システムの標準化に係る支援など、多様な要望が出されました。本町からは、令和6年度6月会議で一般質

間のありました「仙南地域における医療的ケア児等の一時預かり施設の確保」を要望し、村井知事からは、「仙南地域での設置に向け、取り組んでいく」との前向きな回答をいただきました。

今後も、4市9町の交流を一層深め、各市町間に係る行政課題について調査研究を行い、各市町政の円滑な運営に努めてまいります。

第2点目、再生可能エネルギー発電事業者との協議の状況について申し上げます。

令和6年4月1日に柴田町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例を施行し、その後8月16日までに再生可能エネルギー発電事業者から事前情報の提供が12件寄せられております。

そのうち、大字槻木字西・岡で5件、大字四日市場字上山根で3件、大字富沢字稲荷1件の合計9件については、発電事業者が、発電事業の計画区域に該当する行政区において住民説明会を開催し、説明責任を果たした上で、さらに、条例の抑制区域における関係機関との調整を経て、町に協議届出書が提出されております。

協議届出書が提出された大字槻木字西・岡の5件については、既に町が協議内容を審査し、協議結果を通知しております。残りの4件についても審査が完了し次第、協議結果を通知する予定です。

今後も、町内において再生可能エネルギー発電事業が計画された場合には、条例に基づき、地域の住民と発電事業者、自然環境等との調和を図り、良好な環境づくりに努めてまいります。

3点目、社会教育施設におけるオンライン予約・決済サービスについて申し上げます。

生涯学習センターや公民館などの社会教育施設では、令和6年4月1日からオンラインによる予約と決済が可能となりました。

サービスの内容としては、各施設の窓口に行かなくてもスマートフォンやパソコンを利用し、インターネット経由で、利用したい施設の予約やクレジットカード等によりその使用料を支払うことができるようにしたものです。

オンライン予約の実績といたしましては、令和6年4月は4件、5月は5件、6月は15件、7月は32件と徐々に増加しており、7月時点では、来館や電話を含めた全体の予約件数の5.5%がオンラインでの予約となっております。

利用者からは、登録の方法や決済の方法についての問合せがあり、関心が高いことがうかがえますので、今後、さらにオンライン予約・決済サービスの利用者が増加すると見込まれます。引き続き、利用方法等の周知に努め、使いやすい社会教育施設を目指すとともに社会教育の充実を図ってまいります。

4点目、第11回しばた紫陽花まつりについて申し上げます。

柴田町の初夏を彩る「しばた紫陽花まつり」を、船岡城址公園を会場に開催いたしました。この祭りも今年で11回目の開催となり、今では、多くの観光客を魅了する「花のまち柴田」の初夏のイベントとして定着しております。

今年は、6月21日から7月7日までの17日間開催し、訪れた約1万3,400人の観光客は、公園内に咲き誇る約5,000株の色鮮やかな紫陽花を楽しんでいただきました。

イベント期間中は、「風鈴とアンブレラスカイ」や子ども向けの「縁日コーナー」などを開催したほか、毎年大好評の「水みくじ」を来場者に配布したことで、多くの方が山頂を訪れ、花手水鉢に水みくじを浮かべて運勢を占う人の姿で観音広場がにぎわっていました。

これらの取組が功を奏し、民間の気象情報会社「株式会社ウェザーニューズ」が発表した2024年東北エリアの「あじさい名所人気ランキング」において、昨年度は4位だった船岡城址公園が3位にランクアップいたしました。

今後も多くの皆様に満足していただけるイベントづくりに取り組んでまいりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑は1人1回です。質疑に当たっては、一般質問に触れないようお願いいたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

日程第4 報告第12号 専決処分の報告について（柴田町農政事務所設置条例の一部を改正する条例）

○議長（高橋たい子君） 日程第4、報告第12号専決処分の報告について報告を求めます。町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第12号専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の専決処分は、柴田町農政事務所設置条例が引用する食料・農業・農村基本法の条が繰り下げられたため、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第8項の規定により専決処分したので報告するものです。

○議長（高橋たい子君） これより、議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

日程第 5、諮問第 1 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、日程第 6、諮問第 2 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、日程第 7、議案第 12 号教育委員会委員の任命については、人事案件でありますので、議員全員協議会にお諮りしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 異議なしと認めます。これより直ちに委員会室において議員全員協議会を開催いたしますので、ご参集をお願いいたします。

それでは、ただいまから休憩いたします。

なお、議員全員協議会終了し次第、再開いたします。

午前 9 時 4 2 分 休 憩

午前 9 時 5 1 分 再 開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

日程第 5 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（高橋たい子君） 日程第 5、諮問第 1 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました諮問第 1 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員・野敏明氏が令和 6 年 12 月 31 日付をもって任期満了となります。

・野氏は、平成 25 年 1 月から現在に至るまで、豊富な経験を生かし、人権擁護に関する相談や各種相談に懇切丁寧に対応されるとともに、人権思想の高揚にも努めておられます。

また、令和 4 年度から大河原人権擁護委員会協議会会長、令和 5 年度から宮城県人権擁護委員会連合会の副会長に就任され、幅広く活躍しておられます。

つきましては、人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、かつ人権擁護について理解がある・野敏

明氏を引き続き推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものです。

何とぞご同意くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入りますが、議会運営基準により討論は省略いたします。

これより諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。
本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、これに同意することに決定いたしました。

日程第6 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（高橋たい子君） 日程第6、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員佐・峰子氏が令和6年12月31日付をもって任期満了となります。

佐・氏は、平成28年1月から現在に至るまで、児童福祉に関する専門的な知識を生かし、人権擁護に関する啓発活動や各種相談など、人権思想の普及に力を注いでおられます。さらに、仙台法務局大河原支局管内の活動では、小中学生を対象とした人権教室を開催し、いじめや不登校、虐待などの子どもの人権問題に熱意を持って取り組んでおられます。

つきましては、人格、識見ともに高く、人権擁護について理解のある佐・峰子氏を引き続き人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

何とぞご同意くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入りますが、議会運営基準により討論は省略いたします。

これより諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての採決を行います。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、これに同意することに決定いたしました。

日程第7 議案第12号 教育委員会委員の任命について

○議長（高橋たい子君） 日程第7、議案第12号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第12号教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

現在、教育委員会委員であります武田則男氏は、令和6年9月30日をもって任期満了となりますが、再度委員に任命したいので提案するものです。

武田氏は、小中学校の講師、教員として36年間勤務され、平成26年3月に柴田町立船岡小学校校長を定年退職された後は、平成31年3月まで教育委員会の教育相談員として教育振興にお力添えをいただきました。また、令和元年6月からは柴田町社会福祉協議会会長として地域福祉の推進にご尽力されております。

令和2年10月1日の委員就任後は、専門的な識見や多様な視点から本町の教育施策に対し様々な助言をいただいております。

このように、教育行政や福祉分野の造詣が深く、信頼も厚い武田則男氏を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるとでございます。

何とぞご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入りますが、議会運営基準により討論は省略いたします。

これより議案第12号教育委員会委員の任命についての採決を行います。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、議案第12号教育委員会委員の任命については、これに同意することに決定いたしました。

日程第8 議案第13号 みやぎ県南中核病院企業団規約の変更について

○議長（高橋たい子君） 日程第8、議案第13号みやぎ県南中核病院企業団規約の変更についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第13号みやぎ県南中核病院企業団規約の変更についての提案理由を申し上げます。

みやぎ県南中核病院附属村田診療所の移転、新築に伴い、みやぎ県南中核病院企業団規約に規定されている同診療所の管理及び運営に関する経費の支弁方法を変更することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤正人君） それでは、議案第13号みやぎ県南中核病院企業団規約の変更についての詳細説明をさせていただきます。

議案書9ページをご覧ください。

当該企業団の規約変更につきましては、地方自治法の規定により、構成市町の議会での議決が必要となります。

今回の規約の変更は、町長が申し上げた提案理由のとおり、みやぎ県南中核病院附属村田診療所の

新築、移転に伴い、現在、当診療所の管理及び運営に要する経費を負担する柴田町、村田町、大河原町の3町に角田市が加わることによる支弁方法の変更に係る規約の変更となります。

それでは、11ページをご覧ください。

みやぎ県南中核病院企業団規約の一部を変更する規約です。

変更前の規約は右側の欄、変更後の規約は左側の欄となります。

別表第6項の表の変更となります。

右側の表では、負担割合の関係市町として、柴田町、村田町、大河原町となっておりますが、変更後はこの3町に角田市を加え、1市3町となります。

ここで議案第13号関係資料、みやぎ県南中核病院企業団規約の1ページをご覧ください。

当規約の第2条において、「企業団は、角田市、柴田町、村田町及び大河原町をもって組織する」とされており、この1市3町を関係市町とするとされています。

続きまして、3ページをご覧ください。

当規約第13条第2項において、「関係市町の負担金の負担割合は、別表のとおりとする」と定められています。

続いて、4ページの別表第6項、みやぎ県南中核病院附属村田診療所の管理及び運営に要する経費の負担割合をご覧ください。

今回の規約変更では、角田市が加わることにより、当規約第2条に規定する角田市、柴田町、村田町及び大河原町の全ての関係市町が別表第6項に係る負担金を負担することになったことから、関係市町の表記をなくしております。

議案書11ページにお戻りください。

最後に、附則として施行期日です。この規約は、令和7年4月1日から施行します。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 本件に対する質疑は、後日の本会議で行います。

日程第9 議案第14号 柴田町歯と口腔の健康づくり推進条例

○議長（高橋たい子君） 日程第9、議案第14号柴田町歯と口腔の健康づくり推進条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第14号柴田町歯と口腔の健康づくり推進条例についての提案理由を申し上げます。

この条例は、歯と口腔の健康づくりに関し、基本理念や町の責務、町民等の役割を明確化するとともに、総合的かつ計画的な施策を推進するための基本となる事項を定めるものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤正人君） それでは、議案第14号柴田町歯と口腔の健康づくり推進条例について詳細説明を申し上げます。

議案書13ページになります。

今回の条例ですが、ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおり、歯と口腔の健康づくりの推進に関し、基本理念、町の責務や町民等の役割を明確化するとともに、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、健康寿命の延伸を図ることを目的に基本となる事項を定めるものです。

それでは、条例の内容です。

第1条、目的です。この条例を制定する目的について定めるものです。

歯と口腔の健康づくりに関し基本理念を定め、町の責務と町民、関係団体等の役割を明確化するとともに、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって町民の健康寿命の延伸を図ることを目的としています。

第2条、定義です。本条は、この条例で用いられる用語の意義を定めるものです。

第1号では、歯と口腔の健康づくりを定義しています。

第2号では、町民の定義です。

第3号では、歯科医療等関係者を定義しています。

第4号では、教育保育関係者を定義しています。

第5号では、保健医療等関係者を定義しています。

第6号では、事業者を定義しています。

第7号では、オーラルフレイルを定義しています。

第8号では、かかりつけ歯科医を定義しています。

14ページをお開きください。

第9号では、健康格差を定義しています。

第3条、基本理念です。この条例の目的である歯と口腔の健康づくりを推進するための基本理念を定めるものです。

第1号は、町民の取組に関するものです。

第2号は、乳幼児期や少年期などのそれぞれの期間に応じた口腔の機能の向上や歯科疾患の予防に向けた取組を推進し、健康格差の縮小を目指すものです。

第3号は、障がいをお持ちの方などで特別な配慮を要する方が、必要に応じて、歯科疾患の予防等が図れるよう推進するものです。

第4号は、関連分野における施策を踏まえ、関係機関の協力を得て、口腔の健康づくりを推進するものです。

第4条、町の責務です。

第1項は、第3条の基本理念にのっとり、国及び県と連携して、歯と口腔の健康づくりを計画的に実施するもの。

第2項は、町歯と口腔の健康づくりに当たっては、関係者等と連携し、町民に対して情報の提供、支援等に努めるものとするものです。

第5条、町民の役割です。町民は、歯と口腔の健康づくりに関する理解を深め、歯と口腔の健康づくりに努めるものと定めたものです。

第6条、歯科医療等関係者の役割です。

第1項は、歯科医療等関係者の主たる業務が、そのまま歯と口腔の健康づくりを推進することとなるので、良質かつ適切な歯科医療及び歯科保健指導を行うことに努めるものとしたものです。

第2項は、歯科医療等関係者が保健医療等関係者、教育保育関係者と連携し、町が実施する歯と口腔の健康づくりに関する施策に協力するよう努めるものと定めたものです。

15ページをご覧ください。

第7条、保健医療等関係者及び教育保育関係者の役割です。保健医療等関係者、教育保育関係者は、歯と口腔の健康づくりに努めるとともに、町及び歯科医療等関係者と連携し、町の施策に協力するよう努めると定めたものです。

第8条、事業者の役割です。事業者は、従業員に対し歯科検診等の機会を確保し、歯と口腔の健康づくりを推進するとともに、町の施策に協力するよう努めるものと定めたものです。

第9条、基本的施策です。町民の歯と口腔の健康づくりを推進するために、13の基本的施策を定めたものです。

第1号は、口腔の健康状態が全身の健康に及ぼす影響についての知識の普及啓発に関すること。

第2号は、食育及び生活習慣病の対策に必要な歯と口腔の健康づくりに関すること。

第3号は、かかりつけ歯科医で定期的な歯科検診の必要性並びに必要に応じて指導、治療を受けるように促すこと。

第4号は、乳幼児期や少年期などのそれぞれの期間の特性に応じた歯と口腔の健康づくりを推進し、健康格差の縮小に向けた取組に関する事。

第5号は、妊娠期における歯と口腔の健康づくりを通じた母体の健康保持などに関する事。

第6号は、障がいをお持ちの方、介護を必要とする高齢者の方などが、適切に歯科医療等の提供を受けられる環境の整備などに関する事。

第7号は、幼児、児童及び生徒のむし歯等の予防対策の効果的な取組に関する事。

第8号は、歯と口腔の健康づくりを推進するための歯科専門的知識を持った人員の確保及び育成、ボランティアの養成に関する事。

第9号は、災害時における歯及び口腔の保持に関する事。

第10号では、歯と口腔の健康づくりに関する町民の意識を高めるための運動の促進に関する事。

第11号では、オーラルフレイルや介護予防に向けた口腔機能の状態の向上に関する事。

第12号は、情報収集及び調査、研究の推進に関する事。

16ページをご覧ください。

第13号は、前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりに関する事について定めています。

第10条、基本計画の策定です。歯と口腔の健康づくりを総合的かつ計画的に推進するための計画策定について定めるものです。

第11条、財政上の措置です。歯と口腔の健康づくりに関する施策の実施に必要な財政上の措置について努めるものと定めるものです。

附則です。この条例の施行期日を、令和6年10月1日とするものです。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 本件に対する質疑は、後日の本会議で行います。

日程第10 議案第15号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

○議長（高橋たい子君） 日程第10、議案第15号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第15号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴

う関係条例の整理に関する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、「懲役」及び「禁固」の用語を「拘禁刑」に改めるものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤栄一君） それでは、議案第15号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてご説明を申し上げます。

議案書17ページをお開きください。

この条例は、刑法の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律が令和4年6月に公布されたことに伴い、影響を受ける条例の一部を改正するものでございます。

法律の主な改正点は、「懲役」及び「禁固」を廃止し、これらに代えて「拘禁刑」を創設するというものであり、本町の条例においても、「懲役」及び「禁固」の文言を使用している規定について、「拘禁刑」に改めるものです。

法の施行日は、令和7年6月1日であることから、一部改正の条例も同日で施行するものでございます。

被改正条例は、17ページ、第1条の柴田町職員の給与に関する条例、18ページ、第2条の柴田町自治功労者優遇条例、19ページ、第3条の柴田町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例、第4条の柴田町議会議員の職にあった者の礼遇に関する条例、20ページ、第5条の柴田町個人情報保護法施行条例、いずれも改正前に「禁固」及び「懲役」とあるものを、改正後は「拘禁刑」に改める改正でございます。

また、19ページ、第4条の柴田町議会議員の職にあった者の礼遇に関する条例については、第2条中、文言の整理を行います。

21ページ、附則です。

第1項は施行日です。令和7年6月1日から施行するものといたします。

第2項、第3項は、罰則の適用に関する経過措置を定めるもので、条例の施行日の前後にした行為に対する経過措置について規定しております。

第4項は、人の資格に関する経過措置を定めるものでございます。刑法の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行前に、懲役、禁固とされた者について、施行後においても同様の資格とみなすための規定となります。

第5項は、第1条の柴田町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置で、今回の法、条例

の施行前に犯した死刑を除く禁固以上の刑が定められている罪で起訴された者は、条例第18条の3第1項第1号の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなすとの規定でございます。これは、今回の法、条例施行前に起訴された法、条例施行後に処分が決定する場合に備えたものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 本件に対する質疑は、後日の本会議で行います。

日程第11 議案第16号 柴田町町税条例の一部を改正する条例

○議長（高橋たい子君） 日程第11、議案第16号柴田町町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第16号柴田町町税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、公益信託に関する法律が令和6年5月22日に公布されたことに伴い、所得税法の規定が見直されたことから、柴田町町税条例の規定を整備するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。税務課長。

○税務課長（遠藤 稔君） 議案第16号柴田町町税条例の一部を改正する条例の詳細説明を申し上げます。

議案書23ページをお開きください。

改正の内容は、公益信託制度の活用の拡大を目的とした公益信託に関する法律の全部改正により、所得税法での課税標準額を算出する際の公益信託に係る寄附金控除において、信託財産の範囲及び受託者の範囲が拡大されたことから、これまでは特定公益信託と限られていたものを公益信託として支出した信託財産を寄附金控除の対象とする見直しを行うものでございます。

条文について説明いたします。

改正する第34条の7第1項及び同項第9号は、公益信託に係る所得税法の規定の見直しに伴う条例規定の整備を改正後の欄の表記のとおり行うものでございます。

次に、24ページです。

表の改正前の附則第4条の2は、課税標準の見直し課税について定めているものですが、公益信託に

関する法律の全部改正により、その趣旨が整理されたことから不要となり、削除するものです。

欄外の附則です。この条例の施行日を、公益信託に関する法律の施行日が属する年の翌年である令和7年1月1日からとするものです。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 本件に対する質疑は、後日の本会議で行います。

日程第12 議案第17号 柴田町国民健康保険条例等の一部を改正する条例

○議長（高橋たい子君） 日程第12、議案第17号柴田町国民健康保険条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第17号柴田町国民健康保険条例等の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の改正に伴い、令和6年12月2日以降、現行の被保険者証を発行しなくなることから、影響を受ける柴田町国民健康保険条例等の一部を改正するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤正人君） それでは、議案第17号柴田町国民健康保険条例等の一部を改正する条例の詳細説明を申し上げます。

議案書の25ページをお開きください。

今回の改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、現行の保険証が令和6年12月2日以降発行されなくなることに伴う柴田町国民健康保険条例等の一部を改正するものです。併せて、関連する3つの条例についても一部を改正するものです。

条文についてご説明申し上げます。

第1条は、柴田町国民健康保険条例の一部改正です。

第11条は罰則についての規定です。法律第9条の改正に伴い、「第9項」を「第5項」と改め、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改めるものです。

次に、第2条は、柴田町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正です。

第8条の「被保険者証又は組合員証とともに」を削除するものです。

26ページをお開きください。

第3条、柴田町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正です。

第8条の「被保険者証又は組合員証とともに」を削除するものです。

次に、第4条、柴田町障害者医療費の助成に関する条例の一部改正です。

第8条の「被保険者証又は組合員証とともに」を削除するものです。

附則です。

第1項は、この条例の施行日を令和6年12月2日からとするものです。

第2項は、罰則に関する経過措置を定めたものです。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（高橋たい子君） 本件に対する質疑は、後日の本会議で行います。

日程第13 議案第18号 柴田町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例
及び柴田町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な
事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並
びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的
な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正す
る条例

○議長（高橋たい子君） 日程第13、議案第18号柴田町包括的支援事業の実施に関する基準を定める
条例及び柴田町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事
業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第18号柴田町包括的支援事業の実施に関する基
準を定める条例及び柴田町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支
援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等

に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が令和6年4月1日に施行されたことに伴い、条例中の地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の人数並びに定義、規定等の引用箇所を改正するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（三浦英明君） 議案第18号柴田町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例及び柴田町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、詳細説明をさせていただきます。

議案書27ページをご覧ください。

今回の条例の一部改正理由は、地域包括支援センターの職員確保が困難な状況にあることから、柔軟な職員配置を可能とするため、本年4月1日に介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴うものです。

改正の内容です。

柴田町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例第1条において、介護保険法の引用箇所を「第115条の46第4項」を「第115条の46第5項」に改めます。

次に、27ページから28ページになります。

第4条第1項では、地域包括支援センター運営協議会が必要であると認めるときは、職務に従事する常勤の職員及びその員数において常勤換算方法によることができると改めるものです。

また、第3号の省令の引用箇所を「第140条の68第1項」から「第140条の66第1号イ（3）」に改めます。

第2項では、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、第1号被保険者の数に応じ、複数の地域包括支援センター全体に必要な職員が配置されていればよいものとし、それぞれのセンターには、第1項第1号から第3号に定める職員、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、またはこれらに準ずる者のうちから2人以上の常勤の職員を配置しなければならないと改めるものです。

続いて、28ページから29ページになります。

第3項において、前項を第1項に改め、第1項の規定にかかわらず、第1号から第3号までのいずれかの要件に該当する場合、担当する区域の第1号被保険者の数に応じて、地域包括支援センターに置くべき

職員及びその員数について規定するものです。

続いて、30ページをご覧ください。

柴田町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正でございます。

改正の内容は、第14条第1項第1号において、介護保険法施行規則の引用箇所を「第140条の66第1号ロ(2)」を「第140条の66第1号イ」に改めるものです。

附則です。いずれも公布の日からとなります。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 本件に対する質疑は、後日の本会議で行います。

ただいまから休憩いたします。

10時45分再開いたします。

午前10時29分 休 憩

午前10時45分 再 開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

日程第14 議案第19号 財産の無償貸付の変更について

○議長（高橋たい子君） 日程第14、議案第19号財産の無償貸付の変更についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第19号財産の無償貸付の変更についての提案理由を申し上げます。

柴田町総合体育館整備事業の一部に変更が生じたことに伴い、無償貸付している土地の面積及び貸付期間の変更を行うものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。

初めに、財政課長。

○財政課長（藤原輝美幸君） それでは、議案第19号財産の無償貸付の変更について説明いたします。

議案書31ページをお開きください。

議案書の1無償貸付する財産については、既に令和4年度柴田町議会6月会議におきまして議決をいただきました柴田町総合体育館整備事業に係る用地でございます。

変更する内容は地積です。変更前は2万9,879.21平方メートルでしたが、変更後は2万9,657.13平方メートルになります。

変更理由は、整備用地の出入口となる主要地方道白石柴田線の道路改良工事の実施に伴い、整備用地の面積が減少したためです。

続いて、議案書の2無償貸付する期間と相手方についてですが、期間を変更するものです。

変更前の期間は、建設工事竣工日である令和6年9月30日までを伊藤忠商事株式会社に、竣工後はN T T・T Cリース株式会社としておりました。

しかし、工事の遅れから竣工日が令和6年10月31日となります。このため、竣工日以前の期間を伊藤忠商事株式会社に、竣工後の令和6年11月1日から令和24年3月31日までをN T T・T Cリース株式会社に貸付けするため変更するものです。

財政課からは以上です。

○議長（高橋たい子君） 次に、スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（杉本龍司君） スポーツ振興課からは、令和6年度柴田町議会9月会議第19号関係資料に基づき説明をいたします。

柴田町総合体育館敷地範囲図をご覧ください。

左側の図は、柴田町総合体育館の敷地範囲全体図となります。青い線で囲まれた部分が当初の敷地範囲を示しております。緑色の着色部分に変更後の敷地範囲となります。

次に、右側の図をご覧ください。

総合体育館整備用地の減少する部分となる変更箇所の拡大図となります。

資料の右下の表をご覧ください。

変更前の面積として、青い線で囲まれた部分となる当初の面積は2万9,879.21平方メートルとなっております。変更後の面積につきましては、柴田町総合体育館の出入口となる主要地方道白石柴田線の道路改良工事に伴い、道路改良工事範囲と総合体育館整備事業の範囲が確定したことにより2万9,657.13平方メートルとなり、無償貸付する財産の面積は222.08平方メートル減となるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（高橋たい子君） 本件に対する質疑は、後日の本会議で行います。

○議長（高橋たい子君） 日程第15、議案第20号指定管理者の指定についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第20号指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

本案は、令和6年12月1日に供用開始する柴田町総合体育館の維持管理及び運営業務を行う指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（杉本龍司君） それでは、議案第20号指定管理者の指定について詳細説明をいたします。

議案書33ページをご覧ください。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称については、柴田町総合体育館であります。

指定をしようとする法人その他の団体については、フクシ・オーエンス共同事業体であります。こちらは、代表構成員である株式会社フクシ・エンタープライズと構成員である株式会社オーエンスの2社による共同事業体となっております。

指定の期間については、令和6年11月1日から令和24年3月31日までの17年5か月といたします。

次に、指定管理者選定の経過について説明いたします。

柴田町総合体育館は、令和4年3月30日付で締結した（仮称）柴田町総合体育館整備事業包括事業契約において、総合体育館の維持管理及び運営については、株式会社フクシ・エンタープライズと株式会社オーエンスの共同事業体に指定管理者として行わせるとしておりますが、柴田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例など、関係規定に基づき、指定管理者選定委員会において指定管理候補者が決定されております。

第1回指定管理者選定委員会では、これまでの経緯等について説明し、公募によらない指定管理の選定と決定されました。

続いて、指定管理候補者から申請書類を提出していただき、第2回指定管理者選定委員会において、住民の平等な利用の確保や公の施設の効果の発揮と効果の管理など、各項目において審査を行い、いずれも適正であると判断されたことから、株式会社フクシ・エンタープライズと株式会社オーエンスの共同事業体が指定管理候補者として決定されました。

その後、指定管理者選定委員会から候補者の候補決定の通知を受け、令和6年8月2日に柴田町総合体育館指定管理者仮基本協定書の締結を行ったところでございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（高橋たい子君） 本件に対する質疑は、後日の本会議で行います。

日程第16 議案第21号 令和6年度柴田町一般会計補正予算

日程第17 議案第22号 令和6年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算

日程第18 議案第23号 令和6年度柴田町介護保険特別会計補正予算

日程第19 議案第24号 令和6年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算

日程第20 議案第25号 令和6年度柴田町水道事業会計補正予算

日程第21 議案第26号 令和6年度柴田町下水道事業会計補正予算

○議長（高橋たい子君） 日程第16、議案第21号令和6年度柴田町一般会計補正予算、日程第17、議案第22号令和6年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算、日程第18、議案第23号令和6年度柴田町介護保険特別会計補正予算、日程第19、議案第24号令和6年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算、日程第20、議案第25号令和6年度柴田町水道事業会計補正予算、日程第21、議案第26号令和6年度柴田町下水道事業会計補正予算、以上6件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました議案第21号令和6年度柴田町一般会計補正予算から議案第26号令和6年度柴田町下水道事業会計補正予算までについての提案理由を申し上げます。

議案第21号につきましては、令和5年度歳入歳出決算による歳計剰余金をはじめ、緊急の対応に要する経費などについて補正するものです。

歳入では、地方交付税、国県支出金、繰入金、繰越金及び町債などについて補正を行い、歳出では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業及び特定目的基金への積立てなどに要する経費を計上するものです。

また、4月の人事異動に伴う人件費の補正を行うほか、債務負担行為及び地方債の追加及び変更を行うものです。

歳入歳出それぞれ4億2,228万8,000円を増額し、補正後の予算総額は147億2,521万7,000円となります。

議案第22号につきましては、歳入では、令和5年度決算による歳計剰余金の繰越しによる増額で、歳

出では、財政調整基金積立金の増額となります。歳入歳出それぞれ1,342万9,000円を増額し、補正後の予算総額は39億1,469万7,000円となります。

議案第23号につきましては、歳入では、令和5年度決算による歳計剰余金の繰越しによる増額で、歳出では、介護給付費準備基金の積立金や国県への返還金、保険給付費等の増額となります。歳入歳出それぞれ3億2,176万2,000円を増額し、補正後の予算総額は33億8,711万9,000円となります。

議案第24号につきましては、歳入では、令和5年度決算による歳計剰余金の繰越しによる増額で、歳出では、宮城県後期高齢者医療広域連合への納付金の増額となります。歳入歳出それぞれ500万2,000円を増額し、補正後の予算総額は5億4,573万8,000円となります。

議案第25号につきましては、人件費を減額し、受注工事費及び委託料を増額するものです。

収益的収入は209万8,000円を増額し、補正後の予算総額は13億655万3,000円となります。

収益的支出は240万1,000円を増額し、補正後の予算総額は10億9,977万5,000円となります。

資本的収入の補正はなく、資本的支出は1,305万3,000円を増額し、補正後の予算総額は5億6,535万5,000円となります。

議案第26号につきましては、人件費を減額し、通信運搬費を増額するものです。

収益的収入支出及び資本的収入支出のいずれも収入補正はなく、支出のみの減額となります。

収益的支出は43万8,000円を減額し、補正後の予算総額は12億5,611万4,000円となります。

資本的支出は117万9,000円を減額し、補正後の予算総額は13億7,392万7,000円となります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。

初めに、議案第21号について、財政課長。

○財政課長（藤原輝美幸君） それでは、補足説明をいたします。

議案書35ページをお開きください。

議案第21号令和6年度柴田町一般会計補正予算です。

町長が申し上げました提案理由のとおり、歳入歳出予算の増額補正を行うとともに、債務負担行為及び地方債について追加及び変更を行うものです。

40ページをお開きください。

第2表、債務負担行為の補正です。追加3件です。

職員採用試験委託料については、今年度中に契約行為などの事前手続を行い、業務を開始するため追加するものです。

次のデマンド型乗合タクシー予約センターユニットハウス賃借料は、令和7年度及び令和8年度の賃借料96万円を限度額として計上するもので、歳出予算にも計上しております。

内容につきましては、先月20日に開催されました議員全員協議会において資料を提供してございます。

次に、地域活動支援センター指定管理委託料については、障がい者を支援するための施設であるしらさぎともみのきの2つのセンターの指定管理委託料です。

現在、指定管理委託をしておりますが、今年度末で委託期間が終了となります。このため、来年度以降の指定管理者を今年度内に選定する必要があることから追加するものです。公の施設の指定管理委託の期間は、令和7年度から令和10年度までの4年間となり、限度額は4年間分の委託料総額として計上しております。

次に、変更1件です。

住民基本台帳ネットワークシステム機器リース料は、調達する機器の変更により、限度額を1,258万円から1,877万7,000円に増額するものです。

41ページをお開きください。

第3表、地方債の補正です。追加2件です。

地方道路等整備事業費として限度額を3,670万円、また雨水対策事業は限度額1,430万円を計上しております。それぞれ歳出の土木費に補正計上しております事業費の財源とするものです。

次に、変更2件です。

都市公園整備事業費につきましても、歳出の土木費における都市公園等維持管理事業費に要する財源として3,820万円を増額し、限度額を4,090万円とするものです。

臨時財政対策費は、普通交付税の算定に伴い国から発行可能額が示されたもので、7,320万円を減額し、限度額を3,530万円とするものです。

44ページをお開きください。

歳入です。

主なものについて説明いたします。

11款1項1目地方特例交付金1,750万円の増は、住宅ローン減税及び定額減税に伴う町の減収分について国から補填されるものです。

説明欄をご覧ください。

当初、減収補填特例交付金と表記していましたが、それぞれの交付金名称に改めてございます。

次に、12款1項1目地方交付税1億298万7,000円の増は、普通交付税の算定結果によるものです。要因としては、臨時財政対策債振替相当額が減額となったためです。

次に、16款 2 項 1 目総務費国庫補助金 1 億2,196万8,000円の増は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が交付されるためです。

次に、17款 2 項 6 目教育費県補助金1,043万4,000円の増ですが、45ページをお開きください。

主に、教育支援体制整備事業費補助金909万円の増によるもので、教員の多忙化解消として任用している会計年度任用職員の人件費に充当するものです。

次に、19款 1 項寄附金は、1 目民生費寄附金と 3 目土木費寄附金、合わせて104万9,000円の増額補正です。このうち100万円は町内の企業 1 社から寄附されたもので、児童福祉及び桜育成活動のためにそれぞれ50万円ずつ計上しております。

もう 1 件は、町外の個人 1 名から 5 万円を寄附されまして、民生費寄附金として計上しております。

次に、20款 1 項 1 目特別会計繰入金 1 節3,730万8,000円の増は、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計における令和 5 年度決算に伴う精算金を一般会計に繰り戻すものです。

同じく 2 目基金繰入金について、2,968万1,000円を増額しております。

財政調整基金については1,876万3,000円を組み戻しいたします。これにより、財政調整基金の残高は約13億7,000万円となりますが、前回編成しました補正予算後における残高見込額から 1 億5,000万円増額しております。

要因は、令和 5 年度一般会計における決算剰余金が 1 億5,000万円以上発生することが確実なことから、地方自治法第233条の 2 の規定により、剰余金 1 億5,000万円を基金に積み立てたためでございます。

また、ふるさと柴田応援基金からは4,844万4,000円を各事業への補正財源として繰入れするものです。

ふるさと柴田応援基金繰入金を充当する事業及び基金残高につきましては、配付しています令和 6 年度柴田町議会 9 月会議関係資料に記載しておりますので、ご確認ください。

次に、21款 1 項 1 目繰越金 1 節前年度繰越金につきましては、令和 5 年度決算により生じた歳計剰余金 2 億6,786万円から、当初予算計上の3,000万円及び地方自治法第233条の 2 の規定により積み立てました 1 億5,000万円を差し引いた8,786万円を計上するものです。

46ページをお開きください。

22款 4 項 2 目雑入1,208万8,000円の減は、主にデジタル基盤改革支援補助金の減額によるものです。続いて、歳出について説明いたします。

47ページをお開きください。

2 款 1 項 2 目企画管理費ですが、48ページをお開きください。

右側の説明欄をご覧ください。

11節役務費に396万円を計上しております。これは東京都内における新聞広告料で、紙面は見開き一面、

カラー刷りによる町の広告を掲載するものです。

次に、5目財政財産管理費ですが、49ページをお開きください。

説明欄の上から4段目、12節、旧槻木事務所解体工事実施設計委託料434万5,000円を計上しております。槻木事務所の機能を槻木生涯学習センターへ移転してから、建物は倉庫として使用しておりますが、土地は借地のため、年額で約72万円を地主さんにお支払いしております。このことから、来年度解体することとしまして、その設計に要する経費を計上したものです。

次に一番下です。

12目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業費として1億7,196万8,000円を新規で計上しました。

説明欄の事業内訳をご覧ください。

令和5年度からの繰越明許費として今年度事業を実施しておりますが、事業費が不足することから、新たに住民税非課税等となる世帯への給付金事業及び定額減税しきれないと見込まれる方への給付金事業に要する費用を計上したものです。

50ページをお開きください。

一番下の欄です。2款3項1目戸籍住民基本台帳費ですが、次の51ページをお開きください。

12節委託料において、デジタル基盤改革支援委託料が1,210万円の減ですが、これは今年度実施分の委託契約額が確定したことによるものです。

その下の戸籍総合システムクラウド化導入委託料は、自治体情報システムの標準化のために必要な業務で1,705万円を計上したものです。

次に、3款1項社会福祉費ですが、次の52ページをお開きください。

3目障害者支援事業費1,625万5,000円の増ですが、18節におきまして、障害者就労支援事業所施設整備事業補助として600万円を計上しております。これは、障害者就労継続支援B型事業所であるほっとハート柴田に対し補助するものです。

また、22節におきまして、国県支出金等返還金1,025万5,000円を計上しております。これは、令和5年度中に国及び県から交付された障害福祉関連の負担金について、給付実績に基づいた返還金を計上したものです。

57ページをお開きください。

7款1項2目観光整備費673万7,000円の増ですが、主に12節委託料として、イルミネーションの設置管理等委託料や観光地等整備事業委託料の増によるものです。

58ページをお開きください。

一番下の欄です。

8款2項2目道路維持費7,925万円の増ですが、59ページをお開きください。

14節工事請負費6,340万円の計上によるものです。町道槻木162号線は、来年4月から運営を開始する民間保育事業所の周囲の路線ですが、未舗装のため舗装工事を実施するものです。

町道船岡11号線は、総合体育館の南側にある路線で、側溝を改修するものです。

町道本船迫12号線は、太陽の村への入り口、丁字路のある東西の路線で舗装工事を実施するものです。

町道入間田24号線は、八雲神社の東側にある路線で、舗装工事を実施するものです。

町道槻木111号線は稲荷山用水沿いですが、街路灯をLED化するものです。この事業の財源については、みやぎ環境交付金を充当します。

下名生地区雨水対策工事は、下名生剣塚地区の側溝を改修するものです。

次に、8款3項1目河川管理費1,180万円の増は、主に槻木五間堀川堤防の改修工事の実施などによるものです。

続いて、8款4項3目公園緑地費8,140万円の増ですが、次の60ページをお開きください。

12節委託料におきまして、さくら育成管理や都市公園等の維持管理費及び14節工事請負費5,190万円の増額によるものです。

三名生公園は複合遊具を設置、南浦公園は遊具や排水暗渠の設置、船岡城址公園は園路等の整備を行うものです。

次に、9款1項3目消防施設費ですが、次の61ページをお開きください。

18節におきまして、消火栓設置工事負担金209万8,000円を計上しております。施工場所は、新図書館整備用地西側の街路の歩道脇です。現在、この街路の北側に防火水槽がありますが、都市構造再編集中支援事業の一環として街路を整備することとなりますので、防火水槽を除却し、代替りの消防水利として消火栓を設置するものです。上下水道課が施工しますので、一般会計から費用を負担金として支出するものです。

63ページをお開きください。

下のほうの欄です。

10款4項4目図書館費24節積立金として383万6,000円を計上しております。これは、ふるさと柴田応援寄附金を基金に積み立てるもので、これにより基金残高は約4億400万円となります。

64ページをお開きください。

10款5項1目保健体育総務費ですが、14節において、船岡体育館の玄関屋上^が傷んでいることから、防水等改修工事費として380万円を計上しております。

また、24節積立金として179万円を計上しております。ふるさと柴田応援寄附金を基金に積み立てるもので、これにより基金残高は約5億6,900万円となります。

その下、3目学校給食センター費24節積立金として891万8,000円を計上しております。こちらもふるさと柴田応援寄附金を基金に積み立てるもので、これにより基金残高は約4億2,100万円となります。

65ページ以降の給与費明細書及び地方債の現在高の見込みに関する調書については、今回、人件費及び町債の補正がありましたので、それぞれ補正前、補正後の比較となります。

一般会計は以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（高橋たい子君） 次に、議案第22号について、健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤正人君） 議案書71ページをお開きください。

議案第22号令和6年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算です。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,342万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ39億1,469万7,000円とするものです。

今回の補正につきましては、町長が提案理由で申し上げましたとおり、令和5年度の決算に伴う補正となります。

主なものについて説明させていただきます。

74ページをお開きください。

歳入です。

7款1項1目繰越金1,316万5,000円の増額ですが、令和5年度の決算に伴い、歳計剰余金を繰り越すものです。

続いて、歳出になります。

75ページをご覧ください。

5款1項1目財政調整基金積立金1,288万4,000円の増額です。柴田町国民健康保険事業財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例第2条第1項により、令和5年度決算に伴う歳計剰余金1,616万5,000円の2分の1以上に相当する額を基金に積み立てるものです。

なお、財政調整基金の残高は、令和6年度当初予算で1億5,923万1,000円を基金から繰り入れているため、9月補正による積立て後の基金残高は2億8,363万3,172円となりました。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、議案第23号について、福祉課長。

○福祉課長（三浦英明君） それでは、議案第23号令和6年度柴田町介護保険特別会計補正予算に

ついて詳細説明をいたします。

議案書77ページをご覧ください

今回の補正予算については、先ほど町長が提案理由で申し上げましたとおり、歳入では、令和5年度介護保険特別会計決算に伴う歳計剰余金の繰越し、歳出では、介護給付費準備基金積立金、国県支出金等のそれぞれの返還金及び保険給付費の増額補正となります。

第1条です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,176万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億8,711万9,000円とするものです。

81ページをご覧ください。

歳入です。

7款繰入金1項一般会計繰入金4目低所得者保険料軽減繰入金44万9,000円の増は、令和5年度決算に伴う国庫分の精算による増額で、一般会計からの繰入金です。

8款繰越金1項繰越金1目繰越金3億2,131万3,000円の増は、令和5年度の介護保険特別会計の決算に伴う繰越金となります。

82ページをご覧ください。

続きまして、歳出の主なものについて説明いたします。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費1目居宅介護サービス給付費3,300万円から、83ページ、2款保険給付費2項介護予防サービス等諸費5目介護予防サービス計画給付費100万円までは、各事業給付費の増額見込みによる補正となります。

5款基金積立金1項基金積立金1目基金積立金9,638万9,000円の増は、令和5年度の介護保険事業の精算に伴う決算剰余金を介護給付費準備基金に積立てするものです。今回の積立金により、介護給付費準備基金の残高は4億2,949万3,165円となる見込みです。

84ページをご覧ください。

7款諸支出金1項償還金1目償還金9,180万9,000円及び2項繰出金1目他会計繰出金3,714万3,000円の増は、令和5年度介護保険事業の精算による国県への返還金と、一般会計への繰出金になります。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、議案第24号について、健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤正人君） それでは、詳細説明をいたします。

議案書85ページをお開きください。

議案第24号令和6年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算です。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億4,573万8,000円とするものです。

今回の補正につきましては、町長が提案理由で申し上げましたとおり、令和5年度の決算に伴う補正が主なものとなります。

88ページをお開きください。

歳入です。

4款1項1目繰越金500万2,000円の増額ですが、令和5年度の決算に伴い、歳計剰余金を繰り越すものです。

次に、89ページをご覧ください。

歳出になります。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金483万7,000円の増額ですが、歳入の繰越金が増額となったことにより、広域連合への納付金を増額するものです。

次に、3款2項1目一般会計繰入金16万5,000円の増額ですが、令和5年度の事務費繰入金分につきまして、精算により一般会計に戻入れするものです。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、議案第25号及び議案第26号について、上下水道課長。

○上下水道課長（平間一行君） それでは、議案第25号令和6年度柴田町水道事業会計補正予算の詳細説明を申し上げます。

議案書91ページをお開きください。

今回の補正予算につきましては、町長が提案理由で申し上げたとおりです。

初めに、第2条です。予算第2条に定めた業務の予定量については、主要な建設改良事業の既決予定額に1,305万3,000円を増額し、補正後の額を3億9,759万5,000円に改めるものです。

第3条です。予算第3条の収益的収入及び支出についての補正です。

収入です。第1款水道事業収益の既決予定額に209万8,000円を増額し、補正後の額を13億655万3,000円とするものです。

支出です。第1款水道事業費用の既決予定額に240万1,000円を増額し、補正後の額を10億9,977万5,000円とするものです。

第4条です。予算第4条の資本的支出についての補正です。

第1款資本的支出の既決予定額に1,305万3,000円を増額し、補正後の額を5億6,535万5,000円とするものです。

92ページをお開きください。

第5条です。予算第7条に定めた職員給与費の既決予定額から530万2,000円を減額し、補正後の額を3,636万円に改めるものです。

続いて、101ページをお開きください。

収益的収入支出補正予定額実施計画明細書になります。

主なものについて説明いたします。

収入です。1款1項3目受託工事収益209万8,000円の増は、消火栓設置工事に伴いまして補正を行うものです。

支出です。1款1項1目原水及び浄水費は、4月の人事異動に伴いまして、給料及び手当などについて補正を行うものです。

1款1項3目23節工事請負費206万8,000円の増は、船岡西一丁目地内に地下式消火栓1基を設置するものです。

1款1項4目14節委託料76万9,000円の増は、上下水道料金改定に向けたシステムの改修に要する費用です。

次に、102ページをお開きください。

資本的収入支出補正予定額実施計画明細書になります。

支出です。1款1項2目8節委託料1,788万9,000円の増は、船迫日光地区ほかで、今後の配水管布設工事に向けて実施設計を行うものです。

以上でございます。よろしく願いいたします。

引き続き、議案第26号令和6年度柴田町下水道事業会計補正予算の詳細説明を申し上げます。

議案書103ページをお開きください。

今回の補正予算につきましては、町長が提案理由で申し上げましたとおりです。

初めに、第2条です。予算第2条に定めた業務の予定量については、主要な建設改良事業の既決予定額から117万9,000円を減額し、補正後の額を8億872万1,000円に改めるものです。

第3条です。予算第3条の収益的支出についての補正です。

第1款下水道事業費用の既決予定額から43万8,000円を減額し、補正後の額を12億5,611万4,000円とするものです。

第4条です。予算第4条の資本的支出についての補正です。

第1款資本的支出の既決予定額から117万9,000円を減額し、補正後の額を13億7,392万7,000円とするものです。

104ページをお開きください。

第5条です。予算第9条の職員給与費の既決予定額から196万2,000円を減額し、補正後の額を2,939万2,000円に改めるものです。

114ページをお開きください。

収益的収入支出補正予定額実施計画明細書になります。

主なものについて説明いたします。

支出です。1款1項1目11節通信運搬費22万5,000円の増は、鷺沼5号調整池の監視システム回線使用料を追加したことによるものです。

1款1項2目総係費は、4月の人事異動に伴いまして、給料及び手当などについて補正を行うものです。

次に、115ページをお開きください。

資本的収入支出補正予定額実施計画明細書になります。

支出です。1款1項1目建設改良費は、4月の人事異動に伴いまして、給料及び手当などについて補正するものです。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 本件6件に対する質疑は、後日の本会議で行います。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

明日午前9時30分再開いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時28分 散会

上記会議の経過は、事務局長大山 薫が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年9月2日

議 長 高 橋 たい子

署名議員 15番 広 沢 真

署名議員 16番 白 内 恵美子